

平成30年第10回教育委員会会議事録

1 開催日時

平成30年 7 月 25 日 (水) 午後 3 時 05 分～午後 3 時 46 分

2 開催場所

教育委員会会議室

3 出席者

	教 育 長	菅野 勇次
教育委員	教育長職務代理者	小尾 一彦
	委 員	瀧本 洋次
	委 員	國安 環
	委 員	東 みどり
事 務 局	教育部長	岡田 直之
	学校教育課長	山端 広和
	生涯学習課長	石野 郁也
	給食センター所長	宮田 哲
	図書館長	武田 健吾
	総務係長	中山 仁
	学校教育係長	塚本 真敏
	学校教育推進員	式見 貴美穂
	学校教育推進員	中村 吉昭
	学校教育推進員	梶原 源基

4 議 事

報告第13号 幕別町教育委員会事務局職員の処分について

議案第46号 幕別町いじめ防止対策推進委員会調査委員の委嘱について

議案第47号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

5 議事概要 次のとおり

菅野教育長 只今から、第10回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 会期は本日1日限りと決しました。

次に日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、1番瀧本委員、3番國安委員を指名いたします。

次に、日程第3、前回会議録の承認であります。第9回教育委員会会議について別紙会議録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、第9回教育委員会会議を承認いたします。

次に、日程第４、事務報告についてお願いします。

(ありません。)

菅野教育長 事務報告がないようですので、議件に入ります。

次に日程第５、報告第13号、幕別町教育委員会事務局職員の処分につきましては、プライバシー保護のため秘密会といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

菅野教育長 秘密会を解きます。

次に、日程第６、議案第46号幕別町いじめ防止対策推進委員会調査委員の委嘱について説明を求めます。

学校教育課長(山端 広和) 議案第46号幕別町いじめ防止対策推進委員会調査委員の委嘱についてご説明申し上げます。

議案書の２ページをご覧ください。

幕別町いじめ防止対策推進委員会につきましては、幕別町いじめ防止対策推進委員会条例第２条に所掌事項が規定されており、「小学校及び中学校におけるいじめの防止等の対策を、実効的に行うための調査研究及び審議」や「小中学校の、いじめの事案について、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」などを行うこととしております。

また、推進委員会には、条例第３条の規定に基づく委員をすでに委嘱（４名）しておりますが、このほか、第７条の規定に基づき、所掌事項を遂行するため毎年、学識経験者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が調査委員を委嘱しているところであります。

このため、本年度の調査委員を議案に記載のとおり、

札内中学校、校長の「ふくだ しげる」氏、

札内中学校、教頭の「いしまる よういちろう」氏、

幕別小学校、教諭の「しのはら ようこ」氏、

途別小学校、教諭の「いまにし ちえ」氏、

札内東中学校、教諭の「ねぎし くにあき」氏、

糠内小学校、教諭の「おのぜき あきら」氏、

忠類小学校、教諭の「はが るみこ」氏の７人に委嘱をしようとするものであります。

いずれも、学識経験者であります。校長につきましては、校長会からの推薦、教頭につきましては、校長が所属する学校から選出しております。

また、教諭５人につきましても、各中学校ブロックから推薦をいただいたものであります。

なお、任期は、平成３０年７月２５日から平成３１年３月３１日までであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第46号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第46号については、原案どおり可決しました。

菅野教育長 次に、日程第７、議案第47号、要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定につきましては、プライバシー保護のため秘密会といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

菅野教育長 秘密会を解きます。そのほかに何かございませんか。

学校教育課長(山端 広和) ３点説明いたします。

はじめに、高校再編統合に係る配置計画案の概要と高校再編統合に係る町の支援策（案）について説明いたします。

配付の資料1をご覧くださいと思います。

1ページをご覧くださいと思います。

本年6月5日に公表された公立高等学校配置計画案の概要で、昨年9月の配置計画案では、平成31年度に幕別高校の普通科を2学級増と示されていましたが、この表の中段にありますとおり、今回の配置計画案では、幕別高校を募集停止し、普通科3学級の新設校と変更されております。

2ページをご覧くださいと思います。

こちらは、31年度からの江陵高校と幕別高校校舎のイメージになります。

新たな高校の校舎につきましては、江陵高校の校舎を使用することとなっておりますが、平成31年度は、新校の1年生と江陵高校の2・3年生が同居することとなり、32年度は新校の1・2年生と江陵高校の3年生が、33年度にはじめて現江陵高校の校舎に新校の1年生から3年生までがそろふことになります。

現在の幕別高校の校舎は、31年度は現幕別高校の2・3年生と中札内高等養護学校幕別分校が使用し、32年度は幕別高校の3年生と幕別分校が使用、33年度からは現幕別高校の生徒はいなくなり、幕別分校のみが使用することとなります。

3ページをご覧くださいと思います。

この資料については、高校再編統合に係る町の支援策（案）になります。新設校では、4つのコース制を導入する予定となっており、この4つのコースは、進学を目指す「文理探求」コース、江陵高校の精神を引き継ぎ、道立普通科で唯一の「福祉」コース、就職を目指す「ビジネス」コース、健康とスポーツに関する内容を中心に道立普通科高校で初となる「スポーツ&ヘルス」コースとなっております。

また、キーワードの、「つなげる」「福祉」「スポーツ」「ビジネス」は、それぞれのコースをイメージしております。

次に、魅力ある高校づくり支援事業補助金の拡充として考えている、新校の高校や同窓会等で構成する教育振興会に対する補助金についてであります。

部活動への補助につきましては、引き続き、野球やサッカー部、バレー、バスケット、バドミントン、卓球、吹奏楽等の部活動に対しまして活動費や大会遠征費、用具費等を補助し、部活動の振興を図ろうとするものであります。これまでも現幕別高校の教育振興会や江陵高校の部活動に対する支援は実施しておりますが、初年度は、新校と江陵高校など合同の部の創設も視野に入れ、ユニフォーム等の整備に要する費用等について増額を検討しております。

参考までに、現在の2校合わせた部活動は、19種類となっております。

次に、オープンキャンパス参加に対する交通費等の補助については、新規の支援として考えているもので、進学を考えている生徒が大学等を見学するオープンキャンパスに参加する場合、交通費と宿泊費の一部を補助しようとするもので、2年生と3年生を対象に、在学中に1回、費用の一部を支援したいと考えております。2年生から対象とするため、32年度からの実施を予定しております。

次に、進学模擬試験受験料の補助については、新規の支援として考えているもので、国公立記述模試、全国総合模試、センター試験プレテストなど、進学を考えている生徒に対して模擬試験受験料の一部を補助し、進学率の向上を図ろうとするものであります。

模試などの受験回数は、大手予備校等が実施する全国模試の回数を勘案し、すべての学年で年4回とし、受験料の2分の1を補助しようと考えており、開始年度は31年度からとしております。

次に、各種資格検定料の補助については、新規の支援として考えているもので、主に就職に進む生徒を対象として、実用英語技能検定や日本漢字能力検定、ビジネス文書実務検定な

どの資格検定料を補助することで、資格取得を推進し、進路希望の実現を支援しようとするものであります。進学模試と同様に全ての学年で年4回までとし、合格・不合格によって検定料の3分1から2分の1の範囲で補助しようと考えております。開始年度は、31年度としております。

次に、その他振興会補助（継続）については、これまでと同様、引き続き、学校の広報や宣伝活動費、学校行事、体験活動費に対する支援を実施してまいりたいと考えております。

4ページをご覧いただきたいと思います。

その他の支援策についてであります。

スクールバスの運行につきましては、これまで幕別高校、中札内高等養護学校幕別分校で実施してまいりました、行事運行など教育活動へのスクールバス運行を再編統合後も引き続き支援するとともに、登校時のJR通学者及び町内在住の通学者に対する支援として、札内駅から高校までのスクールバスを運行しようと考えているものであります。

次に、短期大学及び専門学校への進学者に対する「介護福祉士奨学資金」貸付制度につきましては、新規の支援として考えているもので、介護福祉士を目指す生徒の進学に対して、奨学資金を貸し付けしようとするものであります。現在考えている案といたしましては、町からの補助金を原資に事業所が貸付制度を制定し、入学準備金や学費（授業料）等、学費相当分を対象者に貸し付けし、町内事業所に一定期間就業した場合には、定住対策や町内事業所の雇用面での人材確保にもつながることから、返還免除とすることで考えております。開始年度は進学時の34年度を予定としております。

次に、福祉コースの授業に外部講師を派遣の部分については、新規の支援として考えているもので、町職員等を授業の講師として派遣しようとするものであります。教育課程が示されていない段階ですので、どの程度の派遣とするかについては、今後、検討しなければならないものであります。コースを選択する年次となる32年度からの予定としております。

次に、高校生海外研修参加補助については、継続としての支援であります。引き続き、町内在住者を対象とした海外研修参加経費に対する補助を実施しようとするものであります。対象者数も現行どおり1年生2名と考えております。

次に、北海道科学大学との連携協定に基づく出前授業については、新規の支援として考えているものであります。平成25年6月に協定を締結して以来、これまで、町民向けに実施しているコミュニティカレッジや出前授業において、年1回程度、高校生対象の講座を開催していこうとするもので、開始年度は31年度を予定しております。

次に、オリンピック選手を介した特別授業については、新規の支援として考えているもので、総合の時間等を利用して、オリンピック選手等による特別授業を年1回程度開催しようとするもので、31年度からの開始を考えております。

次に、スポーツ合宿誘致チームとの合同練習及び指導については、新規の支援として考えているもので、今後、スポーツ合宿の誘致の際には、選手らとの合同練習や指導をお願いするなど、部活動の振興につなげていこうと考えているもので、31年度からの開始を考えております。

最後に、その他の支援につきましては、スキー授業に対する支援として、町内スキー場を授業で使用する場合の減免措置については、現行では生徒はリフト使用料の2分の1の減免となっていますが、減免措置を拡充できないか検討していこうと考えているものであります。

以上が町の支援策として考えているものでありますが、それぞれの項目につきましては、現時点における案として考えているもので、関係者等との協議を進め支援策を固めていきたいと考えているところであります。

次に、配付の資料2をご覧いただきたいと思います。

本町では、現在、小中一貫教育の取組を進めておりますが、これに加えて、新年度からコミュニティ・スクールをスタートしたいと考えております。

まず、コミュニティ・スクールとは、何かという点ではありますが、「学校運営協議会」という公式の合議制の協議会を設置している学校を指しております。根拠法令は、地方教育行政の運営及び組織に関する法律に規定されており、これまでは「学校運営協議会を置くことができる」とされていましたが、昨年3月の法改正で、「置くように努めなければならない」と、努力規定とされたところであり、全国で徐々に導入が進んでいるところであります。

同じ名称ではありますが、町内各小中学校には学校運営協議会が設置されていますが、これは、学校教育法施行規則に定める学校評議員と言われるものに近いもので、校長の求めに応じて意見を述べるができるもので、学校運営に関して何らかの拘束力や制約のある決定などを行うものではありません。

コミュニティ・スクールとは、学校と保護者、地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」へと転換していくことを目指すものであります。

本町では、現在進めている小中一貫教育に加えて、当初コミュニティ・スクールの本格導入を平成33年度からと考えていましたが、小中一貫教育の導入に合わせて、各学校あるいは、中学校エリア内合同で取り組むといったことを順次進めていくために、現在各学校で設置している協議会をまず、法に基づく運営協議会に移行していくため、コミュニティ・スクール導入の規則等の整備を本年度中に実施していこうと考えております。

基本的には今まで同様、学校の運営方針や教育について協議をしてご意見をいただくという形は変わりませんが、協議会の構成人数などは今後、教育委員会が規則を策定する中で、検討したいと考えております。

2の学校運営協議会の役割として、「熟議」により、目標共有・協働活動へと書かれていますが、会議においては、地域とともにある学校として、家庭や地域と連携してより効果的な教育活動が創造されるように積極的な話し合いを期待するものであり、こうした話し合いをコミュニティ・スクールでは「熟議」と呼び、一層の目標共有や地域の働きかけの活動を求めていくというものであります。

法で定める学校運営協議会の役割は、大きく三点になります。

一点目に、校長が作成する学校運営の基本方針を承認することで、これまでは意見を述べるのみにとどまっていましたが、「承認」という行為が必要となります。今までも学校の方針の説明を受け、意見いただいていたと思いますが、コミュニティ・スクールでは、より積極的に「承認」という手続きをとることで、合議制の重みを加えています。さらには運営協議会の委員にも、より当事者意識をもっていただき、子どもたちの教育に積極的に関わっていこうとするものであります。

次に、二点目に、学校運営について教育委員会または校長に意見を述べるができるということ、三点目に、教職員の任用について教育委員会に意見を述べるができるという部分ではありますが、法令上は「できる」規定であり、協議会の権限を強めたものですが、あくまでも学校運営の責任者は校長であり、協議会が校長の代わりに学校運営を決定したり実施したりするものではないということでもあります。

2ページをご覧いただきたいと思います。

イメージ図になりますが、教育委員会が学校運営協議会を設置し、協議会では保護者や地域に参画していただき、「熟議」により、地域での学習を充実させることで、地域の皆さんにも子育ての当事者意識をもっていただき、学校の良きパートナーとして「社会総掛かりの教育」をつくっていこうという仕組みとなっており、幕別町においてもこのように機能していくことが、コミュニティ・スクールとしての目指す到着点となるものであります。

3ページをご覧いただきたいと思います。

コミュニティ・スクールの導入状況では、昨年度の数字ですが全国で3,600校が導入しております。北海道では165校、十勝では浦幌町・上士幌町・足寄町などで導入されています。また、記載のとおりコミュニティ・スクールの成果や魅力について報告されております。

中段に記載のとおり、子どもにとっては学びや体験が広がり、地域への愛着と安心感が生まれます。学校の先生方は、地域の協力で豊かな教育活動が充実し、地域や家庭とともに手を取り合い、自信をもって子どもの教育にあたることができます。保護者にとっては地域の中で子どもが育てられているという安心感、保護者同士や地域の方とのコミュニケーションが期待されます。地域の方々には、学校や子どもをきっかけに、地域ネットワークの広がりや、子どもに関わることで元気がうまれます。

4ページをご覧くださいと思います。

道内におけるコミュニティ・スクールの導入校における成果認識のアンケート結果ですが、「学校評価の充実」や「情報の共有」「特色ある学校づくり」「地域と連携した取り組み」など、多くのメリットが成果として報告されています。

今後の見通しですが、教育委員会ではコミュニティ・スクール開始に向けた規則などの作成を行い、新年度に向けてコミュニティ・スクールの協議員としての選出をお願いし、4月からは新制度での学校運営協議会として活動を開始する予定としております。

ただし、来年度から移行すると言いましても、委員になっていただく方の負担が急に増えたり、急に何かを取り組まなくてはいけないということではなく、まずは、今までも議論をしていただいていた、学校の経営方針に対して、当事者という感覚を持っていただき、「承認」をする。ということからスタートしようと考えております。

そして、数年をかけて、皆さんや地域の方々との「熟議」や協力活動を重ねアイデアをいただきながら、色々な部会などを組織し、子どもの育成のために多様で効果的な活動を段階的に工夫し整備していきたいと考えているところであります。

次に、配付の資料3をご覧くださいと思います。

平成31年度から使用する教科書の展示会における意見の集約状況について説明いたします。

去る6月15日から7月1日までの間、図書館本館、分館で、6月15日から7月5日まで役場棟内出張所で教科書の展示と合わせて意見箱を設置いたしました。計4会場で、閲覧者が8人、意見や要望につきましては、9件が寄せられたところであります。

本年度は、平成31年度から使用する中学校用教科用図書道徳と学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を決定するため、現在、協議会で調査研究を実施しておりますが、平成30年7月26日に、第4回の第12地区教科書採択教育委員会協議会が開催され、協議会内に設置した道徳と附則9条図書の各調査委員会からの調査報告を受ける予定となっております。

その後、7月30日、8月3日の協議会を経て、道徳及び附則9条図書が決定され、これを受け、8月31日までに各町村教育委員会において、採択する予定となっております。

このため、次回教育委員会会議の8月22日に採択をするため議案として提案する予定としておりますことをご報告いたします。

以上、3点についての説明であります。

菅野教育長 質問が終わりました。これより、質疑を求めます。

瀧本委員 閲覧者8人に対して意見9件というのは閲覧してない方がいるということでしょうか。

学校教育係長（塚本 真敏） 閲覧者8人なのですが、1人で複数の意見を出されている方がおりましたので意見9件としました。閲覧者のなかにも、名前だけ記載されていて意見はなかったのもありましたので、このような内訳となりました。

菅野教育長 そのほかに何かございませんか。

（ありません。）

菅野教育長 ないようですので、以上をもちまして、本日の日程のすべてが終了しましたので、第10回教育委員会会議を閉じます。